

発行所 (郵便番号100)
東京都千代田区丸の内2-4-1
丸ノ内ビルディング617号室
社団法人スウェーデン社会研究所
Tel (3212) 4007・1480
Fax (3212) 1447
編集責任者 岡 沢 憲 夫
印刷所 関東図書株式会社
定価200円 (年間購読料参千円)
1991年10月25日発行
第23巻 第10号
(毎月1回25日発行)
昭和44年12月23日第3種郵便物認可

スウェーデン社会研究月報

Bulletin Vol. 23 No.10

Japanska Institutet För Svensk Samhällsforskning
(The Japanese Institute for Social Studies on Sweden)
Marunouchi-Bldg., No.617, Marunouchi, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan.

松前先生の御逝去を悼む

Lament for Chairman of the Institute, Dr. Shigeyoshi Matsumae

理事長 西村光夫

Chairman of Board of Directors, Prof. Teruo Nishimura

去る8月25日、わたくしは松前先生の訃報を、入院中のベットの上で伺いました。早速駆けつけて、御遺族にお悔みを申し、御霊前に拝礼しなければという気持ちにかられましたが、それが叶わず誠に残念且つ申し訳ない次第でありました。

松前先生には、随分親しくお付き合いさせて戴き、また公私にわたり、言い尽くせぬお世話になりました。先生に初めて御挨拶したのは、戦後間もない頃でありましたが、頻りに親しくお目にかかるようになったのは、なんとといってもスウェーデン社会研究所が創立され、先生が初代会長に就任されてからであります。それは1967(昭和42年)のことでありますから、ついこの間のことのように思われますが、20年以上もの月日の経っていることに驚かされます。

松前先生は本来デンマークに強い関心をもっておられました。それと関連して相似たスカンジナビア諸国にも興味と好意をもっておられました。

スウェーデン社会研究所を作ろうという話が進むうちに、先生もこの話を御存知で少なからず興味をもっておられるという情報があり、私は早速お目にかかって、会長就任をお願いし、御快諾を得たわけでありました。爾来先生は、非常に御多忙のなかを、同研究所のため親身なお世話を惜しまれず、また講演会その他の事業の推進から、人事その他厄介なことまで、常に積極的、且つ適切な指導を続けられました。殊に最初から一番問題の事務所について、もっとも便利な丸ビルの御自分の部屋を提供され、こんにちに及んでいることは関係者一同の感謝に堪えなぬところであります。

先生の特異の御性格と生涯を通じての驚くべき幅広い御活動について、是非愚見の一端を申し述べたいのですが、すでにそれは世上によく知られているところでありますので、別の機会にゆつくり書きしるしたいと考えますが、いま突然私の脳裏にロシアの作家レールモントフの「現代の英雄」という本の表題が思い浮びましたのでひとことこれにふれて申しますと、これは英雄という言葉に従来のシーザーやナポレオンといった概念と全く別の意味に使ったところに面白さがあるのですが、松前先生は、レールモントフなりの意味において、昭和という時代の一個の英雄であった数少ない人の一人と申し上げられると考えます。

ここに、心よりの御冥福を祈り、万分の一でもその雄大な志を継ぐべく努力したいと思います。

目次

松前先生の御逝去を悼む……………西村光夫…	1
マスコミの倫理とプレス評議会	
スウェーデン・プレス評議会75周年記念	
ストックホルム国際シンポジウムに参加して	
……………潮見憲三郎…	2
SIPニュース……………	5
書評……………	6

マスコミの倫理とプレス評議会

スウェーデン・プレス評議会創設75周年記念
ストックホルム国際シンポジウムに参加して

理事 潮見 憲三郎

Stockholm Symposium on Press Councils and Press Ethics
to mark the 75th Anniversary of the Swedish Press Council, June 11-14, 1991
Director, Mr. Kenzaburo Siomi

このシンポジウムは、スウェーデンのプレス評議会創設75年の歴史を振り返り、新しい課題について討議を、という主旨で、海外からの招待客も交え、6月11日から14日まで、会議用語は英語、主会場アングレーズホテルでおこなわれた。

招請は（ただし旅費・宿泊費とも自弁）、北欧3国・米・加・英・独・伊・墺・オランダ・スイス・スペイン・ポルトガル・豪州・ニュージーランド・インド・フィリピン各報道評議会ほかフランスと日本に。日本からはジャーナリスト二人と私がお誘いを受けた。

結局、実際の参加はノルウェー・フィンランド・英・豪・インド・キプロス各国のプレス評議会とエストニアのプレス評議会（今年創設）から。オブザーバーとして、リトアニア・ラトビア。わが国からの参加は私たち夫婦だけとなった。

スウェーデン側の参加者は、評議会関係の現職者はもちろん前職者もほとんど全員。三代にわたるプレスオンブズマンたち（2代目カーシュ博士は度々の来日で私たちにもおなじみ）のほか、国会オンブズマン長官、弁護士会長、新聞発行者協会・ジャーナリスト組合・パブリシストクラブ各代表、プレス協力協会会長その他……プレス倫理関係者のいわば全員集合だった。

議事のなかから一、二の点について簡単に。

「プレス評議会」と「倫理綱領」の75年

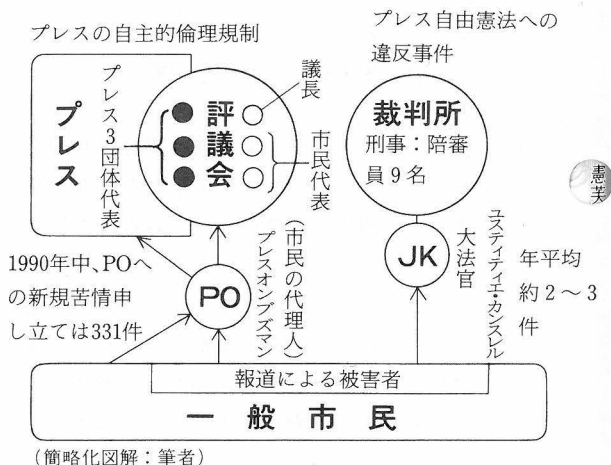
議長ノルドルンド判事の基調講演から

1766年のプレス自由憲法で、プレスの自由と公文書への自由なアクセスが保証された。1874年に「パブリシストクラブ」（ジャーナリスト・編集者・発行者三者の団体）が結成されたが、今世紀初め頃には、このクラブが、市民からのプレスに対する苦情を受けていた。

1916年に、このクラブが別組織として「プレス評議会」を発足させた（別名『名誉法廷』）。これ

は、パブリシストクラブ・ジャーナリスト組合・新聞発行者協会それぞれの代表計3名と、外部から迎えた議長およびその代理の5名で構成されていた。初代議長は最高行政裁判所の判事。苦情審理件数は年に10件ほどだった。

第二次大戦後、審理件数は年に20件を超えた。審決の遅延や審決結果への不満が、プレスからも市民からも出はじめた。1967年、国会は政府に対して、報道による人権被害への苦情について調査し法的救済について提案せよ、と指示した。（その動議を出した議員のなかにはIngvar Carlsson議員＝前首相の名も）。危機感を強めたプレス団体は、1969年に自主的に「プレス評議会」を改組し、評議員として市民代表3名（うち1名は議長役）を加え、同時に、新たに「市民の代理人＝プレスオンブズマン」職を設けた。今日のシステムのかたちの誕生である。



プレス3団体がプレス代表3名と各々代理2名ずつを任命。議長役1名（代理3名）と市民代表2名（各々代理3名ずつ）は、国会オンブズマンと弁護士会長が選任する。プレスオンブズマンと同代理1名は、国会オンブズマンと弁護士会長と

プレス協力協会会長の三者合議で選任される。

これら評議員とオンブズマンは「プレス倫理綱領」を基準として判断を下す。パブリシストクラブが初めて綱領を成文化したのは1923年。改訂の過程で、犯罪報道の匿名原則は次第に厳格化された。1953年の新綱領で、ほぼ現代版らしいかたちが出来たが、さらに改訂・統合されたプレス3団体倫理綱領に、1974年に、ラジオ・TVも署名。マスコミ共通の倫理基準が確立された。

イギリスの新組織——「プレス苦情委員会」

委員長マグレガー卿・副委員長ケネス・モルガン氏の報告

スウェーデンの評議会から37年遅れて1953年に発足したブリティッシュ・プレス・カウンシルは昨年末に機能を停止した。代わって「プレス苦情委員会」The Press Complaints Commissionが今年初めから機能を引き継いだ。交代の大きな理由は議会からの圧力にある。

1953年設立当初の評議会の構成員はプレス代表だけだったが、第2次、3次の王立委員会の答申により次第に市民参加の度合が高まり、1977年以降、評議員はプレス側と市民側から同数18名ずつと議長1名、事務局10名で構成されていた。評議員が多勢すぎる、評決が遅い、苦情申し立ての条件として裁判所への提訴権の放棄を求められる……等々、問題があったのだが、議会筋で「これ

では個人の名誉・プライバシーは守れない」と不満が高まり、1989年に法規制への動きが急となった。危機打開策として、プレス関係団体は、急ぎ新たなプレス倫理綱領を自主制定し、旧評議会を新委員会で置き換え、新体制を発足させた。ここでは倫理綱領違反と審決すればそのプレスを非難する意見書をそのまま当のプレスに掲載させる、市民に提訴権の放棄を求めることはしない、といったような新方針を打ち出して努力中。一方、議会はそのようなプレスの自主的努力の実績を約1年間見たうえで、法的措置をとるか否かを決めるという態度を示しており、事態は緊迫している。

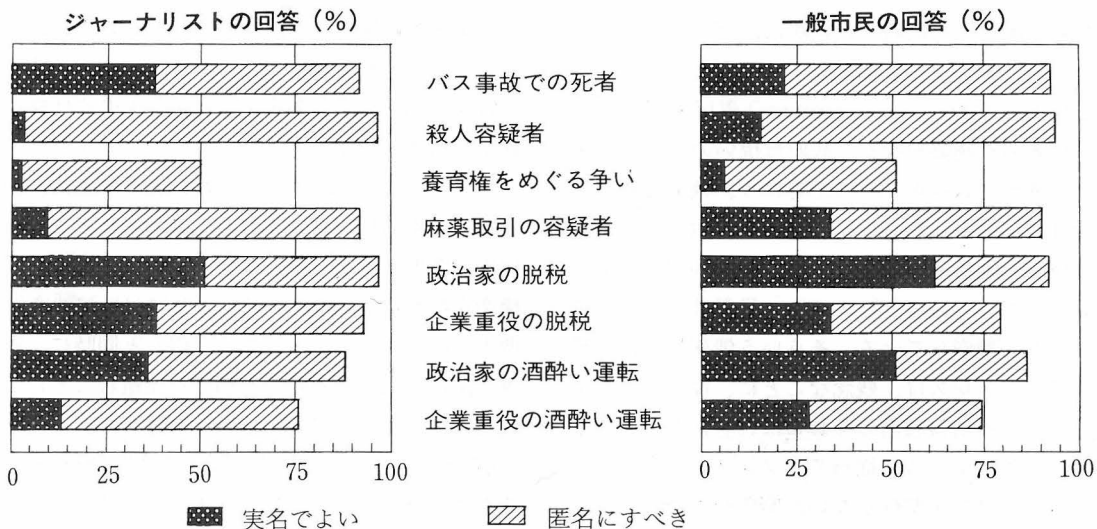
人々はプレス倫理をどう考えているか？ジャーナリストと市民のあいだに見かたの違いがあるか？

イェテボリ大学ジャーナリズム・マスコミ学部レナート・ヴェイブル教授の報告から

アンケート調査の結果とその解釈について、21枚の図表を投映しながらの報告がおこなわれた。

いまのプレス倫理についての考えかたや基準は一般に積極的に受け入れられている。ことにジャーナリストは「厳しく」受け止めているようだ。もちろん、個別的には、事件により、回答者により、判断に違いが出ている。

一例は下図。8つのケースにつき「事件として報道すべきか？ 実名で？ 匿名で？」と質問。ジャーナリストの回答と一般市民の回答を左と右



資料：Lennart Weibull/Britt Börjesson：VIEWS ON PRESS ETHICS——
do readers and journalists agree? 1991-06-10, Fig10/11

に対比したもの。グラフの一本々々の棒の長さは、百人のうち何十人までが「報道すべきだ」と考えたかの割合を示している。養育権の争いについてだけは消極的だが、あとは「報道すべし」という積極判断にジャーナリストと市民のあいだの違いはほとんどない。ところが、実名を出すか・出さないか、という問題では考えがかなり違ってくる。棒のベタ黒部分が実名、斜線が匿名という回答比率を示す。目を細めてご覧いただきたい。相対的に市民のほうがおおかた「知りたがり」、ジャーナリストのほうが「抑制的」という構図が浮き上がって見えてくる（「バス事故での死者」についてだけ評価が逆だ）。傾向として、スウェーデンのジャーナリストには「報道倫理」意識が浸透していて、たとえ市民が知りたがっても「書かない」のもジャーナリストの使命のうちと考えているようだ、と読める。

日本に「評議会」「オンブズマン」は？

筆者がナショナルレポートのかたちで報告したこと、会場で感じたこと

なぜ、評議会もオンブズマンも、ないのか。

一つ。日本以外の各国では、一様に government（立法・司法・行政をひっくるめて）の「法による」規制の圧力に抵抗するプレスへの自由への努力が、自主的なプレス評議会やプレスオンブズマンの仕組みを生み、育てた。ところが、わが国にはそういう「抵抗」関係がない。まず、もともと国会・行政府・裁判所に、プレスによる市民の名誉・プライバシー侵害の問題に対する関心がほとんどない。governmentは市民の僕（しもべ）という認識がなく、政府は偉いのであって民は「依ラシムベキ」ものだという、戦前の夢を見続けているからだ。目が醒めない理由の一つは、役所が公的情報を不当に「非公開・独占」しているからだ。そのことによって、役所は実質的にプレスをも操作している。そういう情報規制に敏感なはずのプレスは、残念なことに、役所と戦うよりもむしろ情報独占の「おこぼれ」にありつく地位に甘んじている。従って、プレスと権力当局のあいだには緊張関係がない。緊張がないから「抵抗」もない。すでに大枠としての政府による統制を受けているので「プレスとしての自主規制の仕組み」といってもその意味がよく分からないのだ。

二つ。各国では、クォリティーペーパーとタブロイドペーパーが「分かれて」いる。物議をかもすのはおおかた後者のほうだ。そのためにプレス全体が苦勞しているというのが実状だ。

日本の場合は違う。例えば、犯罪報道という面で、いわゆるタブロイドと「大新聞」のあいだの差はほとんどない。というより、むしろ組織力・機動力にモノを言わせて、先を争い、警察発表をウ呑みにして、弱い庶民やその家族までもの人権を平気で侵害する報道をまことしやかに繰り返す「大新聞」は、読者にとっての「信頼度」がタブロイドなどより高いだけに、余計に始末が悪く罪が深い。さらに悪いことがある。スウェーデンやイギリスでは「プレス全体が汗をかいて」市民の人権を守る装置を仕組む。ところが、日本ではプレスのモラルは「各社それぞれ」まかせ。プレス全体ではほとんど汗をかいていない。アメリカでは、裁判所が市民の名誉・プライバシーを守る強い味方となり得る。ところが、わが国の裁判所はどうか。はたして頼みになるだろうか。

三つ。シンポでの自由で民主的な討議のありかたが印象的だった。なぜ「全員大集合」だったのか理由もよく分かった。現職者・前任者・代理職総出で（スウェーデンでは、代理職といってもある役職者の不在中、その職務の代行について完全に同じ権限・責任をもつ）、若手のジャーナリストも最高裁判所判事もオンブズマンも外国からの参加者も……同じテーブルで、全会期中、まったく対等平等に遠慮なく議論し合った。およそ日本式に、場所柄を弁え、地位身分を忘れず、先輩は先輩を批判せず——要するに「長いものには巻かれる」流儀の正反対だった。

長いものに巻かれる——それは、要するに、弱者への差別の構造化だ。わが国の報道による人権侵害の問題で肝心なことは、無意識のうちの差別構造を打ち砕くことだ。そのためには、プレスと個人との関係は対等だという「心得」と同時に、対等な関係を保証するための構造を仕組むことだ。例えば、強者と弱者の話し合いには必ず弱者側に「代理人」を。両者の言い分についての判断をするためには両者から同数の代表を出して対等の立場で話し合う仕組みを。それらを「プレス自身が」構築すべきだということは、誰の目にも明らかかな道理ではないだろうか。

ストックホルムの多島海で発見された、世界最古の船

バルト海は、沈没船の木材が半永久的に、その元の姿をとどめることのできる世界で唯一の海といっ
てよいだろう。バルト海の塩度及び温度の低さが、他の海域では時の経過と共に、過去最も壮麗な木造
のガリオン船をも腐食させてしまうキクイムシ「テレイダナヴァリス」(Tereda Navalis)を生育しに
くくしているのである。ストックホルム王立工科大学建艦学部のアンデシュ・フランセーン(Anders
Franzén)は、第二次世界大戦後間もなくこの事実に気付き、その後、スウェーデン領海に沈む多くの
軍艦の探究を開始した。なお、この作業は今も続けられており、彼のライフワークの中でも最も有名な
ものが1628年に処女航海で沈んだ現存する世界最古の船といわれる旗艦ヴァーサ(Vasa)の発見とひ
きあげである。ヴァーサは今ではそのために特につくられた新しい博物館で、ストックホルムの観光名
物となっている。

1980年にも、フランセーンはバルト海のエーランド島付近の海域で1676年建造の旗艦クルーナン
(Kronan)を発見したが、同艦はヴァーサの場合と違って、沈没場所が、記録に残されはつきりしてい
たにもかかわらず、沈む前に爆裂していたため、船の残骸が広い海域に拡散し、砂地の海底にほぼかく
れてしまっていたため、発見が極めて困難であった。結局、艦自体はひきあげることができなかったが、
遺跡は海洋考古学の最重要の発見物である。

ヴァーサと違い、クルーナンは乗員を大勢のせて操業中であつたので、1676年6月に戦闘で沈んだ際
には、乗組員のほとんどが艦と運命を共にした。このスウェーデン王の旗艦は極めて壮大な船で、金張
りの木彫彫刻を施した非常に華麗なものであるという。同艦はスウェーデンの君主制の栄華を賞揚す
るために建造され、光り輝く搭載物のほとんど全てが実際の金であつたと伝えられてる。

沈没の結果、生き長らえた乗員はごくわずかでその者達が同艦での生活を今日に語り伝えた——貴族
階級出身官の比較的楽で豊かな生活から甲板員の貧しさや苦役等々——。同艦の難破は17世紀のスウェ
ーデンの生活の現実の断片であり、応々にして「スウェーデンのぼんべい」と称される。サルベージさ
れた品々や工芸品のほとんどが、現在、ひきあげ場所に近いカルマル博物館において展示されている。

今年初め、ストックホルム多島海でスヴァーン(the Swan)という別の戦艦の探索を続けるフランセ
ーン氏とダイバーのグループは、当局に同艦がほぼ完全な形で見つかり、暫定的な検証が行なわれた旨
の報告を行なった。仮に、同艦が本当にスヴァーンであれば、それはグスタヴ・ヴァーサ(King Gus
tavus Vasa)によって設置された初のスウェーデン艦隊のうちの一隻に相当するという。スヴァーンは
1522年にドイツ北部リューベックで建造され、現在我々が知っているストックホルムを首都とする、今
のスウェーデンを確立した記録に残る数々の海戦に参加した。1525年に、岩にぶつかり、あつという間
に沈没した難破船の主要部分は海面下およそ30メートルの断崖部分に沈んでいる。また、船殻部は折れ
て、搭載されていた多くの物と一緒に海面下約55メートルの所にある。スヴァーンが実際にひきあげら
れた暁には、ヴァーサにかわり、ひきあげ船の中で世界最古の船となろう。

(SIP 244/91)

注射に比べ付加的利点をもつ新 plaster 技術

マルメのジェネラルホスピタルプラスチック復元外科のポール・スヴェードマン博士(Dr Paul Sved
man)によって、此の程、皮膚からの薬供給のための新技術が開発され、目下テスト中であるが、同技
術は従来の静脈注射と同程度の効率をあげられるものと期待されている。なお以前に行われた同様の試
みは極めて限られた範囲で成功を修めたにすぎなかった——更年期障害の治療のためのホルモンプラス

ターがその一例である。——が、これは表皮がバリアとなって大半の薬の効率的な浸透を妨げたためである。

スヴェードマン博士の技術は前腕もしくは他の手頃な部位に使用できる小さな吸引装置を用いる。同装置は吸入カップと真空室よりなり、約2.5時間で皮膚の表面層を直径5mmに渡り除去した後、薬品を含有するフィルムもしくは軟膏がはりつけられる。薬は最低4日間、上皮組織の再形成によって効力が落ちないように供給される。患者は動作を束縛されることも、痛みを感じることもない上、6週間で皮膚は完全に元通りになる。

7人の健康なボランティアによって行われているテストは極めて有望な成果が得られそうだとということで、貼付されている薬品（抗利尿ペプチド）は、注入された場合と同程度の効率で皮膚を通して吸入されている。新技術の付加的利点は、普通の注射による突発的で最大の効果でなく、着実に安定的な薬品流入が可能だと言う点である。

新技術は、規則的な注射を必要とする患者にとって極めて有益なものとなることが予想される。吸引装置は障害者でも楽に操作できる程、扱いが易いため、注射のために病院をひんぱんに訪れる必要がなくなるものと思われる。

(SIP 210/91)

新刊紹介

「生活保障の政治学——スウェーデン国民の選択」

竹崎 孜著 青木書店 1991

昨今スウェーデンは、ECへの加盟申請、この秋の社民党の総選挙敗北など変化に富んだ話題を提供して居り、これらの現象は政策転換への兆しともとれそうな展開となっている。そのような社会福祉の先進国としての揺ぎを感じさせながらも、尚私たちに何かの期待を抱かせずにはおかない新鮮さをこの国は感じさせてくれる。

さて、この不思議にも私たちを引付ける魅力であり、国民に安定感をもたらしているのは、一般にゆりかごから墓場までといわれる社会保障制度であろう。著者はここで「生活保障」という言葉を表題に選んでいるが、その意味は、社会保障の基礎部分と考えられ、しかも重要な意義があるからである。国民のための具体性を帯びたシステム、個人の社会との繋がり、政策決定に直結する政治的コンセンサスの形成といった政治と個人生活と

の関係から言及されている点にある。また、これらのシステムの歴史的起源と確立の経過、現代の多様な生活様式に沿って変わってゆく政策とそれに合わせた行政の変化、また、行政の側だけで無く民間企業や組合についても言及が行われている。

通常話題としては取っ付き難く、毛嫌いされがちな政治の役割や政治的要素が取り込まれると複雑になり把握しにくくなりがちなテーマを判りやすく、すっきりとした構成でまとめ上げている。

依然として解決を待つ多様な問題も数多く抱えながらも、なぜ他の先進諸国から無視する事のできないお手本となっているのかや、政治と国民との距離を短く感じさせる生活保障の政策の構成とその維持について具体的に知ることができ一冊である。(伊藤)